

第15回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年9月10日(金)

午前8時54分～午前10時00分

2. 場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

第15回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和3年9月10日(金) 午前8時54分～午前10時00分

2. 場所 遠賀町役場 2階 大会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘

委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 9月の農業相談委員

4番 松井 悟 委員

5番 池田 光一 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について (●●●●)
- ④ 農用地利用集積計画 (中間管理特例事業)
- ⑤ 農用地利用集積計画 (中間管理事業)

(2) 報告案件

- ① 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 農地パトロール(利用状況調査)について
- ② 視察研修について
- ③ 農業委員会意見書(旧建議書)について
- ④ 農業委員会通信について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場 繁雄 (欠席)
事務局職員	濱田 美孝
事務局職員	福島 智靖

開 会 8 時 5 4 分

- 議長 おはようございます。少し早いですが、皆さんお揃いなので始めます。
本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席となっております。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第15回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。
- 事務局 本日は事務局長が議会及び新型コロナ対策本部会議に出席のため、欠席とさせていただきますのでご了承ください。
- 議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は4番松井 悟委員、5番池田光一委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はあ

りません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係2件、農地法第5条申請関係1件、農用地利用集積計画関係2件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が別府にお住まいの●●●●氏、譲渡人が同じく別府にお住まいの●●●●氏、申請地が3ページの字図にありますように、大字別府字鶴崎4214番1、4214番2、4220番の3筆、地目は田、合計面積が2,324㎡です。字図に所有者●●●●さんと書かれていますが、既に相続登記が済んでおりまして、現在は●●●●さんに移っております。農地区域が農業振興地域外の第3種農地となっております。規模拡大により農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われま

続きまして、議案書の4ページをお開きください。付議案件②農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が別府にお住まいの●●●●氏、譲渡人が先ほどと同じ別府にお住まいの●●●●氏で、申請地が5ページの位置図、6ページの字図にありますように、大字別府字鶴崎4225番、4226番、地目が田、2筆合計面積が1,357㎡です。農地区域は農業振興地域外の第3種農地となっております。こちら規模拡大により農地を取得するものです。先ほどの

付議案件①と共通することですが、現在すでにそれぞれの譲受人が耕作をしているという状況です。所有者の●●さんが今のうちに農地を整理しておきたいということで今回の売買になったものです。

続きまして、議案書の7ページをお開きください。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が鬼津にお住まいの●●●●氏、譲渡人が今古賀にお住まいの●●●●氏で、申請地が8ページの位置図、9ページの字図にありますように、大字今古賀字貴舟408番、地目が田、面積が248㎡です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第二種低層住居専用地域の原則転用可能な第3種農地となっております。申請目的は自己住宅の建築です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、今回は地元生産組合長さんより条件付承諾となっておりますので、10・11ページに承諾書を添付しております。11ページ部分が条件付きのところの条件となっております。農業用水の管が埋設されておりますので適正に処理をするようにといった条件が付されております。

12ページが現況平面図、13ページが配置図。14ページが縦横断図、15ページが被害防除計画書で、排水は雨水は水路放流、汚水は公共下水道への接続となっております。

16ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の17ページをお開きください。

付議案件④農用地利用集積計画の承認についてでございます。

譲受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構で、譲渡人が木守にお住まいの●●●●氏で、申請地が18ページの字図にありますように、大字木守字角現729番、地目が田、面積が1,880㎡です。

農地区域が農業振興地域内農用地となっております。

今日承認をいただきましたら9月中をめどに一旦機構の方に

所有権が移るという流れになっております。その後機構から担い手へとなりますが、現在予定されている担い手は同じ木守地区の●●●●氏で、実際に今回の申請地の隣を耕作されています。今後●●●●氏へ機構から売り渡す議案を提案する予定となっております。

以上が現地調査を伴う案件であります。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 0 3 分

— 現地調査後 —

再 開 9 時 4 7 分

議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
まずは、地区担当の吉田茂三委員からご報告をお願いします。

地元委員 (6番) すでに農地を借りて耕作している方への譲渡ですので、問題は無いと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件①は承認されました。

議長 次に付議案件②を議題に供します。
まずは地区担当の吉田茂三委員からご報告をお願いします。

地元委員 (6 番) こちらも①同様すでに耕作している方への譲渡ですので、特に問題は無いと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件②は承認されました。

議長 次に付議案件③を議題に供します。
同じく地区担当の吉田茂三委員からご報告をお願いします。

地元委員 (6 番) これは農振地域外での住宅建築ですので問題は無いと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件③は承認されました。

議長 次に付議案件④を議題に供します。
中間管理事業に関する案件ということですので事務局より報告願います。

事務局 本案件は所有者の方が土地を整理したいということで、これまでは亡くなった●●●●氏に耕作してもらっていて、その後は●●●●氏が引き継いだ形になっておりましたが、隣で耕作していた●●●●氏がそれならばということになりました。
特に問題は無いと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件④は承認されました。

議長 それでは付議案件⑤について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の 20 ページをお開きください。
付議案件⑤農用地利用集積計画の承認についてでございます。
中間管理事業の利用権設定分で、今回は 163 筆 175,981 m²の承認を求めます。実際の耕作者については法人きもり

ということで、今回は J A の利用権からの切替といった形になっております。

議長 ありがとうございます。それではこれより審議に入ります。本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。付議案件⑤農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件⑤は承認されました。それでは報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の 31 ページをお開きください。報告案件①農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、今回の付議案件に関するものとなっております。6 筆、合計 5,561 m²が出てきておりますのでご報告いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。報告案件について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件について、まず①農地パトロール（農地利用状況調査）について説明。

②視察研修について説明。

③農業委員会意見書について説明。

④農業委員会通信について説明。

議長 それでは、その他の案件について皆さんの方から何かありませんか。

議長 意見書はどのくらい出ていますか。

事務局 今のところはまだです。

議長 地元で何か問題が起こっているとか、こういうところを改善してほしいとか町への要望などがありましたら出していただきたいと思います。10月に提出したいと思っています。

議長 他にはないでしょうか。

【ありません。】の声

議長 無いようでございますので、以上をもって、第15回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 10時 00分